

事務所ニュース



平成 27 年 11 月号

◆ トピックス

○ 大卒初任給は 21 万円に

人材不足感の高まりにより、学卒初任給が上昇しています。10月16日、経団連は2015年3月卒「新規学卒者決定初任給調査結果」を発表しました。この調査は経団連企業会員および東京経営者協会会員企業1,906社を対象に実施されたもので、集計企業数は488社(有効回答率25.6%)。これによれば、「**前年の初任給から引き上げた**」企業は**57.9%**と過半数に上っています。発表資料の図表1-2のグラフはその推移を表していますが、リーマンショック後の停滞期から完全に脱却し、初任給の上昇が止まらない状態となっています。学歴別の初任給水準は以下のとおり。大卒初任給が遂に21万円台に突入したというのが大きく、今後の採用においては初任給水準の見直しも大きなテーマとなりそうです。

大学卒 ・事務系 211,562円(+2,034円)

・技術系 210,981円(+1,887円)

高専卒 ・技術系 185,647円(+1,872円)

短大卒 ・事務系 175,905円(+1,602円)

・技術系 177,456円(+1,401円)

経団連のHPはこちら↓

<https://www.keidanren.or.jp/policy/>

○ 無期転換制度の事例が公表されました

平成25年4月に改正労働契約法が施行され、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期雇用に転換するルール(無期転換ルール)が始まりました。**5年のカウントは、改正法施行から行われることになっていて、平成30年4月には無期転換に関する問題が多く発生するのではないかと**いわれています。このような背景もあり、厚生労働省は10月19日、「無期転換制度の導入事例」を公表しました。今回公表された事例

は9社で、概要のほかに導入背景や取組手順、処遇・労働条件といった詳細を見ることができます。多くの有期雇用労働者を雇用している会社様は、制度を設けて運用することが必要になるため、早めに取り組む必要があります。厚生労働省の資料はこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000099928.html>

◆ 人事労務研究室

○ 平成 28 年分扶養控除等申告書のマイナンバー記載省略が可能になりました

年末調整の準備を始める時期となりました。今年は、来年の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載してもらうかを悩んでいる会社様も多いと思います。

先日、国税庁の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ」が更新され、扶養控除等申告書にマイナンバーを記載省略できる方法が掲載されました。Q1-9:扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすることで個人番号の記載に代えることはできますか。A:(抜粋) **原則、その記載を省略することはできません。**しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、～確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、～個人番号の記載をしなくても差し支えありません。

運用にあたっては注意事項があり、適用するには手間も発生しますが、マイナンバーが記載された扶養控除等申告書を管理する安全管理措置の対応は負担になるため、記載すべきかを検討の上、対応方針を決める必要があります。国税庁のHPはこちら↓

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm>

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail:info@suzuki-consultant.com

URL:http://suzuki-consultant.com/